

批評・紹介

Early Ming Government

The Evolution of Dual Capitals (明初兩京制度)

Edward L. Farmer

Harvard University press,

Cambridge, Mass., 1976. xi, 271 pp.

一

本書は、現在ミネソタ大学で明代史の研究に携わる著者が、十餘年の歳月を費し、このほど學位論文として上梓したものである。本研究の特徴は、明朝初期の社會を著者独自の觀點で體系化したことにあり、その場合、中心テーマに据えられたのが、標題にいう「兩京制度」であった。著者の主張が充分に讀者を納得させるか否かは、現在明初の社會を総合的に把握した專著がないだけに、價値ある勞作だといえよう。

とりあえず、書評を加える前に、本書の目次を示しておきたい。

序章

第一章 明帝國

(1) 明帝國の型態

(2) 北邊

(3) 北邊支配

(4) 政體とその首都

第二章 創設期 一三五—一

三七九

(1) 朱元璋

(2) 初期の都

(3) 南京

(4) 初期政體——受け身の北邊

防衛

第三章 不安定期 一三八〇—

一四〇二

(1) 制度上の變化

(2) 積極的な北邊防衛

(3) 靖難の變

第四章 明朝權力の強化・永樂

時代 一四〇三—一四二五

(1) 權力獲得

(2) 擴大

(3) 北京遷都

(4) 餘波

第五章 兩京制度

(1) 兩京

(2) フロンティア・コントロール

(3) 内部コントロール

第六章 北京遷都と財源コント

ロール

(1) 人的資源

(2) 穀物供給

(3) 馬

第七章 權力の中心としての首

都

(1) 副都

(2) 行在と監國

(3) 結語

目次からもわかるように、本書は大きく三つに區分できる。つまり、第一章を導論として別個に獨立させた後、第二章から第四章までを、初期明王朝の通史的な説明に當て、第五章から第七章までは、「首都」そのものを構造的に捉えて、明朝獨特の兩京（北京と南京）制度の生まれるべき背景と、それが果たした役割について述べている。いわば導論を除いた前半を縦の線とすると、後半はそれに直交する重層的な水平面として描かれ、兩者を相關的に對應させることによって、明初の社會を特徴づけているのである。

一般に「明初」という概念は、特別の斷りがなければ、洪武朝から永樂朝末までを、漠然と指すようである。この場合、政治史に限

定していえば、意識するしないに拘わらず、人はその時期を更に三つに區分して考えているのではなからうか。言い換えれば、明初の社會は、四つのエポックを劃する事件と、その間に挟まれた三つの時期によって成り立っているのではないか、ということである。

四つの事件とは、第一に明王朝の創設（一二六八）、第二に胡惟庸の獄（一二八〇）とそれに伴う制度改革、第三に靖難の變（一三八一—一四〇二）、第四に永樂朝の北京遷都（一四二一）である。これらの事件の發生は、すべてそれらが生まれるべき社會狀態の成熟に起因していた。つまり、この四つの事件に挟まれた三つの時期は、それぞれが獨自の特徴を持っており、各時期の社會組織が行き詰まった段階で、一つの事件が勃發して次の時期に移行する。時代の推移とは、もともとそういうものだから、明初の社會にあつては、それが端的に圖式化できるのである。著者が本書で構成した第二章・第三章・第四章こそ、この三つの時期に該當する。

二

明初の社會を考察する上での糸口として、著者は第一章で、まず「首都」という問題を取り上げる。首都こそ帝國の中核をなすものであり、その位置次第で政治・經濟組織は大きな影響を受ける、という見通しを持ったからである。更にこの理解を容易にするために、國家（皇帝）が擔うべき基本的な機能として、次の三點を提示する。第一にフロンティア・コントロール。第二に軍事至上權 Military supremacy。第三に財源コントロール Resource control である。

「フロンティア・コントロール」とは、邊境の安全を軍事力によ

って保障するとともに、異民族との相互作用、つまり「馬市」「朝貢制度」等の經濟的・文化的接觸の監督を行うものだと思われる。

「軍事至上權」とは、軍事權が最終的には皇帝個人に握られていることであり、軍事力の分裂を許さない意味で、帝國の力を維持するための本質的な機能だという。

「財源コントロール」とは、明朝當局による財源の流通、その方向性の決定である。財源とは、貨幣・食料・生原料・手工業品・勞働力・軍事力等だが、中でも江南の經濟力の操作こそ、著者にとって第一義的な關心であつたと解される。

この三つの機能を想定した理由として、著者は中國に對する北方民族の脅威を擧げている。不斷の北方からの侵攻に對抗するため、北邊には常に強大な軍事力を保持しておかねばならなかつたこと。換言すれば、この脅威があればこそ、國家は絶えずフロンティア・コントロールという問題を、念頭に置かねばならなかつたという。

ところが、江南から興つて南京に都を置いた明朝にとって、防衛のための強大な軍事力を、皇帝からかけ離れた處に存在させることは、國內に軍事權の分立を生み出し、皇帝の軍事至上權を脅かす恐れがあつた。従つて、フロンティア・コントロールと軍事至上權を合致させるためには、どうしても皇帝自身が北の地に移る必要があつたわけである。

逆に首都が北に移ると、財源コントロールの立場で言えば、首都は最大の消費地であるから、その需要を満たすために、新たに生産地帯の江南から大運河を開鑿して、生産地帯と消費地帯を直結させる必要を生み出した。つまり、財源を北に集中させる體制に、轉換しなければならなかつた。

著者によると明初の社會は、まず北方防衛という問題が大前提となり、それに對處するには、先の三つの機能が働かねばならなかったわけだが、それはまた、首都の位置に深くかわりあいを持っていたことがわかる。最初に提示した三つの時期も、著者は首都の位置とこれらの機能との調整で特徴づけている。

例えば第二章でいう「創設期」には、南京に都が置かれていたため、いわば南から全中國を支配することになり、その限りで、北方の軍事的分立を内包する不安定な體制を取っていた。もともと明朝當局としても、最初は北への遷都を考えていたようで、洪武元年（一三六八）に開封を北京としたり、あるいは三年に鳳陽を中都として、少しでも北に近づこうとする動きを見せている。ただ最終的には、兩地への遷都は斷念されるのだが、それは統一直後の經濟事情が許さなためであった。従って著者の論旨では、北都の放棄によってやむなく南京・奠都に落ち着いたとされ、結局これ以後の政策は、南京・奠都を絶対前提として展開したという立場をとる。

この前提を受けた第三章「不安定期」は、「創設期」の修整・調節の時期として捉えられ、一連の改革に焦點が合わされている。特にそれらの改革は、「皇室の維持」という問題に結びつけられ、皇帝を頂點とする皇室と、初期明王朝の支配層である「開國の功臣」「官僚」との三者間のヒエラルキーの明確化こそが、この「不安定期」をもたらした要因だったと説明される。

つまり著者によると、この明確化の過程には、皇帝權に對する三種の挑戰が絡みあっていたという。第一の挑戰は顧在化はしなかったが、軍事面における上級將軍（開國の功臣）と官僚機構の面での宰相（胡惟庸）から起こった。これに對して、洪武帝は「胡惟庸

の獄」を始めとする諸大獄によって、功臣・官僚を徹底的に肅清し、また政府機構では、宰相を廢止して六部を皇帝に直屬させ、權力の分散を行うなど、皇帝權の絕對化を圖るために強行的な處置を取った。彼の解決策は、自らの血縁である皇室の構成員―皇帝と諸王（皇子）―に對して、より幅廣い役割を與えることであった。

特に諸王の役割は、第二の挑戰であるモンゴル勢力の反抗に出遇った時に一層強化された。彼らは、今までの上級將軍に代わって軍事權が付與され、帝國の藩屏として實際に活動するようになった。

ところが、北邊の諸王達の軍事的役割が増大すると、今度は帝位に對する第三の挑戰が彼らの中から起こった。つまり、洪武帝の死後、帝位を繼いだ孫の建文帝にとって、諸王は叔父であり、強大化した軍事力は大きな脅威であった。南京にいて皇帝の軍事至上權を維持するためには、どうしても彼らの權限を削減しなければならぬ。それはやがては諸王の「削藩」という形をとるのだが、南京政府のこの處置に對して、地の利と資質に恵まれ、當時生存している諸王の中では最年長の燕王（後の成祖・永樂帝）が反旗を翻し、逆に勝利を収めることになる。（靖難の變）このことは、洪武帝が樹立した體制、即ち南京に政治的中心を置いて全中國を支配する體制が、内部崩壊したことを意味しよう。

従って第四章「明朝權力の強化・永樂時代」は、北京遷都を中心に論述され、この遷都によって、フロンティア・コントロールと軍事至上權が統合されたこと。更に財源コントロールの面では、運河を開鑿することで、江南の經濟力を北に吸収する體制を樹立したと説明される。いわば著者が最初に設定した三つの機能の點からみれば、北京遷都を俟って始めて完成した體制になったわけで、永樂朝

は明王朝の新しい出發點になったと結論されるのである。

三

後半部だが、まず第五章「兩京制度」では、北京遷都の時点で、明朝當局がどのような目的で兩京を存続させたか、についての説明がなされている。つまり、永樂元年（一四〇二）に北平を北京とし、南京とともにそれぞれの首都圏は、北直隸・南直隸と命名された。永樂十九年（一四二一）の遷都以後、首都と副都の地位は轉換したものの、南京にも省單位の地方機關ではなく、六部等の中央機關がそのまま置かれ、直接中央に結びつけられた。これは著者によると、兩者が違った意味での重要地點だったからだとされる。即ち北京が軍事的據點であったのに對し、南京は江南という生産地帯のど真中に位置していたこと。フロンティア・コントロールと軍事至上權の一致で、北京が完全な軍事的據點として作動したのに對し、南京は江南の經濟を支配し、首都北京への食糧供給を擔當したと説明されるのである。著者はこの南京の役割を「内部コントロール」Internal Control という言葉で表し、北京と南京は共生的 symbiotic な形で明帝國に奉仕したと述べている。

次に第六章「北京遷都と財源コントロール」は、永樂帝が北京遷都を實施するに當たり、財源コントロールの面で行った組織化を、具體的に三つの例を取り上げて論述する。三つの例とは、「人的資源」Manpower「穀物供給」Grain Supply「馬」であり、この三者が、北京遷都に並行して、時間的にも空間的にもどのように組織化・制度化したか、ということに説明が費されている。

もっとも著者自ら辯明しているように、その説明は必ずしも明確

かつ完全なものでなく、あくまでも概説的であって、個々の研究では他に優れた業績がいくらでも存在する。しかし、著者が本章で強調したかったのは、北京への遷都とモンゴルに對する軍事行動は、これら財源の調達量に依存し、また左右されたという一言なのだから、それはそれで許されることであらう。

第七章「權力の中心としての首都」では、明朝の首都（あるいは副都）を名稱（京師、京、都など）と機能の両面から分類し、明朝當局が帝國を支配するためにいかなる工夫を行ったか、という點を改めて説明する。

例えば機能の面では、著者は明朝の副都を二種類に分類している。即ち「補助の都」auxiliary capital と「名目上あるいは擬似の都」nominal or quasi-capital とにである。後者は北京（開封、中都（安徽省鳳陽）、興都（湖北省安陸）がこれに當たる。北京と中都は、最初は遷都の目的で命名されたのだが結局は實行されず、最後は北宋の舊都と洪武帝の故郷ということだけで尊ばれた。ともにシンボリックな價值しか持たず、北京の方は洪武十一年（一三七八）に廢止されてしまった。また興都は、外藩から帝位に即いた嘉靖帝（在位一五二一—一五六六）が、中都の例に倣って、自分のかつての封地を稱揚して命名したものであった。

前者の補助の都としては、南京と北京（北平）だけが該當する。つまり、永樂元年に北平が北京と命名されてから遷都までは、北京が補助の都であったのに對し、遷都以後は南京が補助の都となった。ともに首都圏（直隸）を支配し、六部等を含む中央機關を持っていた。

著者が本章で強調するのは、この補助の都の機能についてであり、

特に遷都以後の状況は第五章で述べられたので、ここでは遷都以前の兩者の關係に焦點が合わされている。というのは、永樂七年（一四〇九）に永樂帝が第一回北京巡行を行って以來、帝自身はむしろ補助の都である北京の方に多く滞在していたため、兩京の關係は極めて特異な状況にあった。この時期にとられた措置は、皇帝の所在地、つまり北京を「行在」とし、首都の南京は皇太子に「監國」させたことである。いわば皇帝が首都を離れた時に、究極の權威は皇帝にあることを示すのが行在制度の目的であり、これによって皇帝自ら北地の軍隊を支配し、また同時に從來通りの首都の機能は、監國によって運営されたのである。

「兩京制度」が最も有効的に利用されたのが、この北京遷都の過渡期であり、それは行在と監國の制度を操作し、二つの中心地に皇帝と皇太子を置くことによって、帝國の安泰を維持したと、著者は結論づけている。

四

以上のように、本書は明王朝の創設期から確立期にかけて、首都に視點を据えて論述された。つまり「初期明王朝の獨特の状況に専念し、そうすることで明朝のいくつかの都の位置づけが、全體として政治組織にどのような關係を持っていたか」（頁三）ということ、をその主要な研究テーマにしたものであった。

著者の設定したテーマに應える意味で、本書はそれなりに成功したものだといえる。國家（皇帝）に課せられた三つの機能を骨格とし、そこに多くの肉付けをして明初の社會を説明しようとしたその方法は、當時の状況についてよく理解させてくれる。今日ではあま

りにも一般的で、ことさら新しい考えも展開されていない前半の章が、不思議に説得力を持って前面に現れてくるのも、この三つの機能が絶えず視點に置かれていたためであろう。だが、そうでありながら、そのスマートな圖式化の裏に隠された、ある種の脆弱さが感じられないでもない。

假に本書の主題である「兩京制度」を取り上げてみると、先述したように大きく二つの時期に區分できる。つまり永樂元年に北京を設置してから北京遷都までと、遷都以後明末までである。

ところで、前者の過渡期の兩京の状況だが、著者は「兩京制度」などといって、あたかも明朝當局が一つの制度とみなして、積極的に採用したかのように述べている。だが、果たしてそうだろうか。

當時の状況を考えるに當たって、少し視點を變えてみよう。もし永樂元年に北平が北京と命名された際に、そのまま首都になっておれば、當然「行在」と「監國」の制度など行われる餘地はなかったであろう。もちろんこれはあくまでも假定のことで、現實には「靖難の變」後の北方の混亂や、宮殿の問題等からすぐに遷都ができないのは事實であった。しかしながら、都を移すにはほぼ二十年もかかったというのは、餘りにも時間を費しすぎてはいないか。特に永樂七年以後、永樂帝自身はむしろ北京の方に多く滞在しており、その氣さえあればすぐにでも實行できたからである。できなかったのは何らかの障壁があったからに外ならないし、それは、いうまでもなく遷都に對する根強い反對であった。永樂帝が遷都の意志を表明するために、わざわざ南京に戻ってきてその地の官僚達の同意を得ようとしたことや（『太宗實錄』永樂十四年十一月壬寅の條）、遷都直後に北京の宮殿が焼失した時、南京に都を戻そうという動きが活發化

したこと（『國權』永樂十九年四月甲辰の條）は、その間の事情をよく物語っている。

要するに、著者が第七章で論述した「行在」と「監國」の制度は、決して兩京制度などという積極的な評價が與えられるものではなく、あくまでも過渡期の暫定的な措置であり、むしろ遷都がすぐには實行できないためにとられた窮餘の策であつたと考えられよう。著者のように、北京遷都期における兩京の役割りをただ制度的に捉へ、この時期の兩京こそ最も有効的に機能したと述べては、當時の實狀を十分に傳えているとは言い難い。これが第一の問題點である。

次に遷都後の兩京の捉え方だが、著者によると「北京は北で防禦を行い、南からの食糧の供給は南京でコントロールされた」（頁一四五）ということであり、これもまた明朝當局が積極的にそのような體制を確立したかのような論旨になっている。確かに南京周邊は南直隸と命名され、北京と同様六部を始めとして中央官廳が設置され、形の上からは南北兩京ともに首都としての體裁を持っていた。兩京で從事する官僚はともに「京官」であつて、特に南京の官僚は「南京官」と呼ばれたものの、兩者の間に身分上の優劣はなかつた。（『明史』職官志南京官）しかし、南京の役割についての著者の説明は、北京の説明ほどに評者に説得力を感じさせないのである。

なるほど南の生産地帯である南直隸は、一應南京の管轄下に置かれていた。これは經濟先進地を、直接中央でコントロールしようとしたためであると著者は述べている。しかしその地で從事する南京官に對しては、「部分的な權力だけが與えられ、名目だけのものとして奉仕した」（頁一四四）と述べ、その實務上の存在意義を半ば

認めていない。江南を重視して南直隸を存續させておきながら、その地を支配する南京官は名譽官だつたと述べるのでは、論旨に矛盾を認めないわけにはいかないだろう。この矛盾は、江南の經濟力と副都南京を象徴的に結びつけたこと、ごく常識的に捉へたことに起因している。著者の念頭には南京官の活動狀況などなく、すでに南直隸を残したことと自體その地を重視した現れであり、それはまたそこが生産地帯であるからだ、という一つの圖式が暗黙のうちに形成されていたのではないかと思われる。これもまた、過渡期の兩京を最も有効的な制度とみなす著者としては、當然たどりつく結論である。

では、この論旨の矛盾は、どのように解消したらよいだろうか。

ここで第一の問題點として擧げておいた、遷都反對勢力との絡みを取り上げたい。例えば當時いかに反對の聲が大きかったかは、永樂帝の死後、南京遷都の主張者が續出したことが指摘できる。これらの意見に則つて、仁宗洪熙帝は再び南京を京師とし、北京を行在と改めた。（『仁宗實錄』洪熙元年三月戊戌の條）同時に北京には「行部」というものを設けているが、これはかつて永樂帝が初めて北平を北京と命名した際に、六部の出張機關として設置したものであつた。つまり行部は副都の中心機關であり、洪熙帝がこれを再び北京に置いたということは、南京に都を還すための第一段階であつたことを示している。ただ洪熙帝がわずかに半年餘りで急死したため、事實上の南京遷都は實現しなかったが、この時行われた名稱の上での變更はそのままの形で据え置かれ、北京が再度京師となるには、それからまだ十六年の年月を費さねばならなかつたのである。（『英宗實錄』正統六年十一月甲午朔の條）

要するに、永樂帝の北京遷都斷行には相當な抵抗があったわけ
で、それも舊都南京を中心とした江南近邊が最も強かった。なぜな
ら、江南こそ明王朝成立の基盤となった地域であり、官僚機構の面
でも、當地出身者が多數を占めていた。彼らのほとんどは地主階級
であり、自身の利害から遷都反對の方向に向かうのは、當然のこと
であった。

また永樂帝自身が、篡奪という非法な手段によって即位してい
るため、南京側のものには、帝に對する反發も根強く存在してい
た。そのような情勢を無視してまで遷都を行えば、國內に不安定な
状態を醸し出す恐れもあった。何よりも、江南は天下の藁所であ
り、國家の存命がその地の經濟力にかかっているとすれば、當地の
混亂だけは是非とも避けねばならない問題であった。

結局こういった狀況で取られた措置が、南直隸と南京官の存続だ
ったと考えられる。つまり、南京を北京と全く同じ形にして残し、
江南の遷都反對勢力の矛先をそらそうとしたことである。南京を重
視しているというポーズを取ることで、一種彼らを懐柔したと思わ
れるわけである。また、こうした目的で残された南京官であるから、
その職掌はあくまでも南直隸内に留まり、しかも多分に名譽官
的な傾向が強められた。南京を副都として存続させ、しかも南京官
という中央官廳まがいのものを残したことは、著者の言うように、
江南地帯を直接把握することに重點を置いたためではなく、むしろ
その地の人心を收攬し、安定化を圖るためであったと解される。た
とえ祖宗の地を傳ふ意圖が含まれていたとしても、南京官はいわば
北京遷都の落とし子であったと考えたいのである。

以上のように、著者が「兩京制度」の實用面での効果を強調し

て、積極的に評價したのに對し、評者はその面では消極的な立場を
とった。遷都以前の兩京制度は、すぐに遷都ができないための暫定
的な措置であり、また遷都以後も遷都反對勢力を懐柔するために、
外見上では北京と同様の南京を併置したと考えたのである。

評者が強調したかったのは、著者が遷都問題を考えるに當たっ
て、全くといってよいほど無視している「輿論」の動きであった。

この輿論は、先にも少し觸れたが、江南の地主階級の立場を示すも
のであり、また遷都時に急に高まったのではなく、その淵源は恐ら
く王朝創設の段階にまで遡って考えられよう。たとえば洪武朝にお
いて、北への遷都が斷念されたのも、單に統一後の經濟事情から
だけでなく、彼ら江南の地主階級の有形無形の力が大きく作用して
いた。この點については、追って評者なりの考えを別の機會に發表
したい。とりあえず付け加えておけば、本書は南京から北京への移
行を、常に對外的（北方防衛等）な問題として捉えており、對内的
なものが缺如していることである。

なるほど北方防衛という問題は、非常に重要な要素ではある。だ
が、著者が特別に明初の社會に專念するというのならば、明王朝の
成立狀況の特異性にこそ、もう少し目を向けてもよかったのではな
いか。明王朝は初めて南から興った王朝だという常套語を、單に言
葉と感覺の上での納得に留めず、この際徹底的に分析してみる必要
があったと考えるのである。明王朝が南から興り、南に都を置いた
については、それなりの必然性があつた筈である。またその結果生
まれたものは、政治・經濟等の面において、明らかに南に基盤を置
いた王朝であつた。こうした狀況の中で、政治的中心を北に移すこ
とは、單に首都の移動というだけでなく、内部に大轉換を強いるこ

とになった。大運河を開鑿して、南の經濟力を北に集中させたことなど、そのよい例であろう。先に述べた「輿論」も、この大轉換に對する反發、換言すれば南の利益を代表する立場から生まれたものであり、それは、北方防衛とは全く違つた次元で、遷都問題の一面を表していたのである。明朝當局が江南地帯を重視したことは、遷都以前も以後も變わりはなかつた。ただそこに輿論という要素を加えるかどうかで、「兩京制度」の意義づけも大きく異なることは、改めて言うまでもなからう。

評者の能力不足から、著者の意圖を曲解している個所も存在するかと思われる。著者ならびに大かたの御寛恕を乞いたい。

付 記

本書評を本誌に寄稿した直後、細野浩二氏から御自身の研究發表のレジュームをお送りいただいた。氏がかつて昭和四十五年に、早大史學會の席上で報告された明初の京師問題に關するものである。同問題については、氏は昨年（昭和五十二年）の東洋史研究大會でも報告されているが、この時には本書評で取り上げた南京官には言及されなかつた。従つて、このたびのレジュームではじめて氏の南京官に對する考えを知つたわけだが、その大筋において、本書評で述べた見通しとほぼ一致するようだ。私の不勉強ゆえに、本書評で氏の報告を全く無視した形になった。最後に付記して責めを負いたいと思う。

（檀上 寛）